

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第3回桶川市いじめ対策委員会
開催日時	平成30年2月2日(金) (開会) 午後1時30分・(閉会) 午後3時
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室303
出席委員	5名
欠席委員	0名
事務局職員	2名
議題	<p>開会</p> <p>1 あいさつ 桶川市教育部長</p> <p>2 協議等</p> <p>(1) 「桶川市いじめ防止等基本方針(平成30年1月改定)」について</p> <p>(2) 桶川市のいじめに係る現状</p> <p>(3) 「桶川市いじめ重大事態における行動計画(仮称)」について</p> <p>(4) その他</p>
配付資料	<p>次第</p> <p>「桶川市いじめ防止等基本的方針」</p> <p>「桶川市いじめ防止等基本的方針」見え消し</p> <p>「桶川市いじめ防止等基本的方針」新旧対照表</p> <p>桶川市のいじめに係る現状</p> <p>「いじめ重大事態における行動計画(仮称)」</p> <p>「子どもの自殺がおきたときの緊急対応の手引き」</p> <p>「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」</p>

議 事 の 内 容	<p>協議 1 桶川市いじめ防止等基本方針について</p> <p>事務局：事務局が資料に基づき説明を行なった</p> <p>委員長：質問、意見はあるか。</p> <p>委 員：今、説明があったような配慮が必要な児童生徒に対するいじめは見られるか。</p> <p>事務局：特別支援学級に在籍する児童に関連するものが見られた。</p> <p>委 員：LGBT など、自分からの意思表示は大人になるほど多くなる傾向にある。配慮が必要な児童生徒については基本方針でもこのように記載しておくのは良いと考える。</p> <p>協議 2 桶川市のいじめに係る現状について</p> <p>事務局：事務局が資料に基づいて説明を行った。</p> <p>委員長：質問、意見はあるか。</p> <p>委 員：いじめの被害について、男女別の割合はいかがか。</p> <p>事務局：小学校では、いじめ認知件数 25 件のうち、男子が 13 人、女子が 12 件となっており、解消件数については、男子が 5 件、女子が 7 件となっている。中学校については、いじめ認知件数 20 件のうち、男子が 12 件で、女子が 8 件となっており、解消件数については男子が 7 件、女子が 6 件となっている。</p> <p>委 員：中 1、中 2、中 3 と件数が下がっている。これは、中 1 ぐらいでは大人の目に入りやすいアクションがあるが、中 2 ぐらいになると子供集団の中では認知されるが口外はされないというように形が変わってくると捉えられる。この資料のいじめは、誰が認知しているものなのか。</p> <p>事務局：資料は、教師、児童生徒、保護者アンケートから捉えたものである。児童生徒と保護者のいじめの捉えには、ずれも見られる。</p>
--------------	---

委員：ずれがあるのがいじめの難しさであるという認識でいた方がよいのではないか。

委員：不登校に関連するデータはあるか。

事務局：不登校から広げて病気欠席等を含めた 30 日以上の長期欠席で申し上げると、小学生で 66 名、中学生で 80 名である。

委員：傾向としてはいかがか。

事務局：前年同期と比べると、微増である。

委員：いじめを起因とした長期欠席はつかんでいるか。

事務局：今のところはない。また、いじめを起因とした長期欠席もいじめ重大事態にあたる。

事務局：欠席理由の中で、起立性調節障害の児童生徒への対応が増えているが、専門的な立場からのご意見を伺いたい。

委員：起立性調節障害と診断を受けても、不登校にならない子供もいる。

委員：かつては、起立性調節障害や発達障害という言葉も今ほど使われていなかった。かえって、改善の阻害になることもあるとも考えられる。

事務局：学級の中に長期欠席の生徒が複数存在するなど対応が難しくなっているケースもある。

委員：診察を受けて自分の状態を客観視することはよいことである。それをふまえて自分の状態をどうしていこうと考えていくことが、教育的なことになってくるのではないか。

事務局：「登校刺激をしないでください」と医者に言われていることで、学校として具体的な動きについて悩んでしまうケースがみられる。

委員：保護者がどう捉えているかということも大きい。

委員：登校刺激をしないでほしいといわれた時、学校は手の打ちようがな

くなくなってしまう。保護者自身も不安要素を持っている家庭も多い。

協議3 「いじめ重大事態における行動計画（仮称）」

事務局：「いじめ重大事態における行動計画（仮称）」（以下、「行動計画」）に関する資料について事務局から説明した。

委員：基本調査は、いじめ対策委員会が担うものではない。いじめ対策委員会は、詳細調査からであると考える。

委員：学校で何かが起こった時に、最初から第三者委員会と連携を密にして行うことは難しい。学校で何か重大な事案が発生した場合、学校と市教委が連携を取り、市教委の指示を受けながら校長が学校組織の中で対応にあたるのが基本である。県は、教育事務所を通じて市教委に情報提供をする、また市教委から報告を上げる等行う。また、警察や児童相談所など他の組織も加わることもある。さまざまな関係機関のつながりを意識し、スタートの段階でしっかりした流れをつくるのが大切である。市教委としては、そのあたりを整備したらよいのではないか。

委員：基本調査ではなく「初動調査」としたらどうか。

委員：基本調査を受けて、いじめ対策委員会を招集するかどうかを決定する流れである。

委員：基本調査は短時間で終える。必要があれば補充的な調査を行う。

委員：基本調査を「1 重大事態発生報告」後に位置づけるのがよいのではないか。

委員：いじめが関係する自殺の案件の場合、基本調査は当日、翌日に行うことになるであろう。この場合、いじめ対策委員会を早い段階の招集の必要があろう。

委員：基本調査の段階から、調査項目についてはいじめ対策委員が知っていることも必要である。調査後の子供たちや保護者の反応を予測の上で、詳細調査を組み立てていかないとならない。自殺の場合は、早い段階での招集になるのではないか。

委員：指導死の場合は、いじめ対策委員会ではどのように扱うのか。

事務局：いじめ対策委員会での扱いではないが、基本調査は教育委員会としてしなければならない。

事務局：自殺が起きた時の「アンケート調査」及び「アンケート調査についての保護者宛通知」のサンプルについて、事務局が資料に基づいて説明を行った。

委員：基本調査は、「行動計画」の「2 調査組織の設置」の段階ではなく、「1 重大事態発生報告」の段階で定型的に行われるものである。

委員：または、同時並行に行われるという感じではないか。

委員：自殺かどうかわからない状況や遺族が自殺ということを伏せたい等、遺族との対話には時間がかかることが多い。初動体制をスムーズにするには、自殺を明らかにする場合、自殺を明らかにしない場合、事件・事故等の場合といった、いくつかのひな型を作っておくというのではないか。

委員：サンプルの中にある「一般的に、子供がなくなる前には、何等かのSOSを発していることがあるようですから」という文言は遺族が傷つく表現である。「一般的に、子供がなくなる前には、いつもと異なる様子だったり」や「何等かの危機的なサインを発している」という表現の方がよいのではないか。

委員：サンプルの中には、「自殺は一般に」という言葉がでてくる、亡くなった当事者がいる学校で、「一般に」というのは、配慮が感じられない表現ではないか。

委員：埼玉県や東京都の教育センターで出しているサンプルは、「事故で誰かが亡くなりました」ようにシンプルなものである。同時に、聞きたいということは伝えないといけないのではないか。

委員：学校が出した通知が、ネット上に情報が拡散していくこともある。目的がはっきりしているものがよいのではないか。

委員：文章の量が多いと、読み取れないのではないか。

委員：学校で調査を行う場合は、「何か知っていることはありますか」、「あなた自身はショックを受けていますか」等の内容を書く例はある。アンケートを取る側の思いが強くと出すぎると読んでいて疲れてしまうのではないか。

委員：高校の事例であるが、「このクラスでは、このようなことがありますか、あなたが見聞きしたことを教えてください、秘密は守ります」といったシンプルなアンケートがあった。

委員：このサンプルのように保護者の理解を求めながら、状況を踏まえて、各家庭に配付するという方法だと、学校は情報を得るまでにかかなり苦労するのではないか。

委員：アンケートは100パーセントとるものであろう。自殺であるなしにかかわらず出せる文書を準備しておく必要があるのではないか。

委員：基本調査は、全校生徒を対象とし、詳細調査は特定の者も想定しているとする、基本調査がシンプルすぎると詳細調査の対象からもれてしまうことも考えられる。詳細調査は限られた対象者での調査であるか。

事務局：そうである。

委員：内容をよく考えて聞いておく必要がある。思わぬところで自分のせいだと思っている者がいる可能性もある。事実関係はさらりとしたものでも聞くべきことは聞く必要があるのではないか。

委員：すべての生徒を対象に聞いた後に、細かく聞きたいことについては、個別に担任や関わりのある教師が聞いている事例が見られる。

委員：アンケート調査が、犯人さがしを意図しているようになってしまうことも危惧される。そうではなく書きやすいものにし、次の調査に移るとよいのでは。

委員：個人情報伏せながらも、遺族に説明することを想定していると思う。回答に抑制がかかることが考えられる。それを基本調査とすると書くのをためらうかもしれない。最初の段階では、シンプルな調査がよいのではないか。初回から遺族に開示するものを想定すると詳しく書く必要が出てくるのではないか。

委員：遺族に情報を開示するのは、いじめ問題では当たり前になっている。

委員：遺族としては自分の子供がそうなった原因を知りたい、原因がわかるきっかけになったアンケートを見たい、それが誰かわかるのならば直接会って話を聞きたい。学校がどこまで仲介ができるのか。混乱がおこるとしたらそういうところではないか。

委員：さまざまなことを盛り込むとサンプルのようになるのであろう。

委員：第三者委員会の目的は、2度と同じことを起こさないということである。どういう文脈で悲惨なことが起きてしまったのかを解明することによって、次の子供たちの教育に生かすことに主眼がある。2度と起こさない、保護者が事実を知りたい、生きていく生徒たちも事実に向き合っていけるように等、予防的な意味合いがあるのではないか。

委員：マスコミの力が大きく、第三者委員会が行う内容が後手に回ったり、茨城の事例では、県の指示で調査組織がつくられるということもできている。

委員：遺族が静かにしておいてほしいと言っている場合でも、第三者委員会を開いていじめを解明するのか。

委員：本人の性格等に起因する自殺で、原因究明のアンケート調査等を行わなかった事例を聞いている。また、何年かたって納得がいかないということで訴訟になった事例もある。内部組織で調査をしたことについての信用性と、そこから離れて第三者が冷静にものをいうということが大切である。青森の事案も全国から委員を集めて調査が始まろうとしている。

委員：学校としては問題性があったと判断すれば、調査は行うべきである。公表するかしないかは別としても、調査は行うべきなのではないか。

委員：調査のまとめの報告までは、何らかの形でやらないとならないのではないか。

委員：全校アンケートなどをやるかやらないか等は、個々の事例によって違ってくるであろう。

委員：サンプルに戻るが、どういう目的のものであるのかということを書くとならざるを得ない。緊急保護者説明会において、説明を加えながら配られると意図がわかりやすいのではないか。承諾書については、情報公開との関連での検討となる。

委員：承諾書に「協力します」「協力できません」と記入するところがあるが、ここへの記入も公開対象になるのでは。

委員：調査へ協力件数、非協力件数、総数等はあるであろう。

委員：アンケートを回答した回答した人の名前は出せないのでは。

委員：〇〇さんが「協力します」にチェックをつけているかどうかを遺族が知りたいといった場合は公開になるのか。

委員：桶川市の条例次第ではないか。

委員：名前はプライバシーだから非公開ではないか。

委員：クラスで何人かということは公開であろう。

委員：裁判所から文書提出命令が出る場合もある。

委員：裁判所への提出は、黒塗りはできない。証拠として採用されれば相手も見ることになる。

委員：それは特殊な場合であろう。

委員：学級日誌は裁判で証拠として成立するであろう。

委員：文書規定でどう定めているのかによるのでは。

事務局：いじめに関するアンケートは規定で3年と定めている。

委員：鉛筆での記入でも大丈夫であるか。

委員：大丈夫であると思う。

委員：承諾書では、アンケートに「協力する」としておいて、アンケートには書かないこともある。

委員：資料では、書かれたものをそのまま公開ではなく、打ち直したものを公開するとしている。筆跡がわからないようにしての、提供するようになっている。

事務局：早い段階での基本調査を考えると、ある程度の様式は整えて準備しておかなければならない。

委員：承諾書でなくても、何らかの保護者のチェックを記入するという方法もある。

委員：小学生などでは、保護者の承諾なしにアンケートをとったのかと考える方もいるのではないか。

事務局：学校で書かせるのと恣意的なもの入ってくるのではと考える保護者もいる。事務局としても研究していく。

委員：桶川市の生活アンケートはどのくらいの頻度で行っているのか。

事務局：生徒に対しては学期に1回、保護者に対しては年に1回である。

委員：保護者の承諾はとるのか。

事務局：承諾はとらない。

委員：名前は書くのか。

事務局：書かない。学校生活アンケートについては、見直しを考えている。また、市によって違う。桶川市はいじめに関する記述があるときは3年間の保存を行っている。すべてのアンケートを保存している市もある。

委員：名古屋の事例をみると、7月10日に自殺があつて、7月12日に匿名アンケート、8月5日に心のアンケートをとっている。

委員：匿名であるかどうかは、重要な問題であろう。

委員：匿名の方がでやすいのではないか。

委員：匿名であると内容の真偽について確認ができない、追跡ができないという問題もある。名前を書いたら書きづらいのではないか。

委員：匿名の方が真実はでやすいのではないか。また、記名である方が行政としては責任が負えるのではないか。

委員：ケアをする必要性を考えると記名がよいのではないか。

委員：小中学生では基本的に記名とし、保護者とともに回答し連名にしてはどうか。人が亡くなっているということを考えると、そうした調査の依頼でよいのでは。

委員：アンケート以外にも、対面の調査を行った場合、匿名性はない。アンケートも調査の一環であるということを考えると記名でもよいのではないか。アンケートの表現は、遺族の気持ちに沿いながら、将来を見据えたものにしていくとよいのでは。

委員：高校のいじめアンケートでは、匿名だとたくさんあがってくるが、記名だと出てこないのではないか。

委員：詳細調査などで、本人と関わりが厚い人たちの場合は、もしかしたら匿名でないと出てこないかもしれない。初動でアンケートをとる場合は、匿名でとってはどうか。詳細調査を進めターゲットを絞っていく中で、匿名ということも考えられる。スタンダードな調査は終わっているが、さらにターゲットを絞り、匿名で調査を行う方法がある。

委員：場合によっては、小学校段階までさかのぼって調査をする必要等も出てくるのではないか。

委員：分化して調査を行っていくことになる。初動の調査を行いながら、詳細調査では仮説を立ててターゲットに対してどのような方法で行うのかを考えていく。ならば、最初は記名で、最低でも本人が動揺しているかを確認し、でてくる範囲で事実をつかむことにしてもよいのでは。浮かび上がってくる事実の重さよりも、学校と市が本気であるということを示す。受け止めが重くないと、本当のことは出てこないのではないか。

委員：いくつかのサンプルが必要になってくるであろう。小中学生までの自殺の事例では、携帯の中にいじめを匂わせるような表現が見られるなどで、調査を進めている中で犯人さがしになってしまわないようにしなければならない。学校はアンケートのやり方は難しいのではないか。

事務局：起こらないことが望ましいが、もしもの時には対応できるようにしておくことが大切である。

委員：同じことを繰り返したくないということが伝わるものにしたい。

以上